

---

○日南市都市計画審議会運営規則

平成21年3月30日規則第164号

改正

令和4年2月4日規則第2号

日南市都市計画審議会運営規則

（目的）

第1条 この規則は、日南市都市計画審議会条例（平成21年日南市条例第214号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、日南市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとき、又は総委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、請求があったときに招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員及び条例第4条の規定により委嘱され、又は任命された臨時委員（以下「臨時委員」という。）に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合、書面等により会議を開催することができる。

（欠席）

第3条 委員及び臨時委員は、特別の事情により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（委員及び臨時委員以外の出席）

第4条 会長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

（特定事項についての調査）

第5条 会長は、特定の事項を調査させるため必要と認めるときは、会長の指名する委員及び臨時委員に調査させることができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とし、審議内容に日南市情報公開条例（平成21年日南市条例第17号）に規定する不開示情報が含まれるときは、非公開とする。

（発言）

第7条 発言しようとする委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、議長の許可を受けなければならない。

2 発言は、議題外にわたることはできない。

（退席）

第8条 委員は、会議の途中で退席しようとするときは、その旨を告げて議長の承認を受けなければならない。

（議案の説明）

第9条 議長は、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に議案の説明又は意見及び報告を求めることができる。

（採決の宣言）

第10条 議長は、採決しようとするときは、その旨を宣言する。

（採決）

第11条 議案の採決は、挙手により決する。

（会議録の作成）

第12条 議長は、会議終了後速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

（1）出席した委員の氏名

（2）会議に参加した市長又は市職員の氏名

（3）開会、閉会等の年月日

（4）会議の概要

（5）その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が指名した2人以上の委員が署名し、会長が保管する。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年3月30日から施行する。

附 則（令和4年2月4日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の日南市都市計画審議会運営規則の規定は、令和4年1月4日から適用する。

---